

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和元年九月岡山県議会定例会の招集
- 令和元年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表

【公告】

- 令和元年度後期技能検定試験の実施

財政課

治山課

労働雇用政策課

目次

担当課（室）

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第三百九十二号

令和元年九月九日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和元年九月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第三百九十三号

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

〔三五三〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、令和元年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和元年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職 種	職 種
2 一級及び二級	铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

職 種	作 業
さく井 鍛造 金型製作 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整	ロータリー式さく井工事作業 プレス型鍛造作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業 油圧装置調整作業

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業
和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業、プラント配管作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業、機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	機械試験作業、組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
義肢・装具製作	装具製作作業
舞台機構調整	音響機構調整作業

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

3 単一等級

職 種	作 業
製麵 バルコニー施工	機械生麵製造作業 金属製バルコニー工事作業

4 三級

職 種	作 業
造園（学科試験のみ実 施） 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 内燃機関組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 量産形内燃機関組立て作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工工事作業 かわらぶき作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 機械製図手書き作業、機械製図CAD作業 配電盤・制御盤製図作業

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

ア 特級 一八、二〇〇円

イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場板金、 ロープ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、 半導体製品製造、自動販売機調整、内燃機関組立 て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械 整備、冷凍空気調和機器施工、帆布製品製造、家 具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成 形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、建築 大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施 工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、 樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自 動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、金属 材料試験、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整	九、二〇〇円	一八、二〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	六、一〇〇円	一五、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、三〇〇円	一三、三〇〇円

ウ 三級（在校生に限る。）

手 数 料

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

職 種 名	減額対象者	
	減額対象者	その他
機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工	三、一〇〇円	一二、一〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	一〇、一〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	二、九〇〇円	八、九〇〇円

エ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（県外に設置されている高等学校に在学する場合にあっては、県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

- (ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。
- (イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあっては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。
- (ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困難し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

令和元年十二月六日（金曜日）から令和二年二月十六日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」とい

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

う。)が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

令和元年十一月二十九日(金曜日)に、協会の事務所に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 特級

職 種 名	実 施 期 日
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	令和二年二月二日(日曜日)

イ 一級及び二級

職 種 名	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造	令和二年一月二十六日(日曜日)

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

	職 種 名		実 施 期 日
電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、 型枠施工		令和二年一月二十六日（日曜日）	
エ 三級			
	職 種 名		実 施 期 日
製麺、バルコニー施工		令和二年二月二日（日曜日）	
ウ 単一等級			
	職 種 名		実 施 期 日
舞台機構調整		令和二年二月五日（水曜日）	
	職 種 名		実 施 期 日
ロープ加工、半導体製品製造、空気圧装置 組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大 工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート 圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア 施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作		令和二年二月九日（日曜日）	
	職 種 名		実 施 期 日
金属材料試験 供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機 調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍 空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック 成形、石材施工、パン製造、厨房設備施 工、防水施工、カーテンウォール施工、機 械・プラント製図		令和二年二月二日（日曜日）	

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	令和二年二月二日（日曜日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図	令和二年二月九日（日曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができるものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては、個人番号が記載されている箇所を塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証

ウ 旅券

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

令和元年9月2日 岡山県公報 号外

令和元年十月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内については、協会のホームページ（<http://www.okayama-syokunou.or.jp/>）から「受検案内・受検申請書申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、協会へ請求すること。

(2) 申請書について、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）をする場合、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を令和二年三月十三日（金曜日）に協会の事務所に掲示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に掲載する。

六 その他

1 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することがある。

2 不明な点については、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三七八七）又は協会（電話〇八六一二二五一五四七）に問い合わせること。